

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第60号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年香川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) 略</p>

第3号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

療 養 補 償 請 求 書

略	
略	略
略	

注

1～4 略

5 略

第3号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

療 養 補 償 請 求 書

略	
略	略
略	

注

1～4 略

5 「11送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

6 略

第4号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

休業補償請求書		略
略		
略	略	

注

- 1 略
- 2 「5 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則第6条第3項の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付を受ける者であるときは、「_____の被保険者である。」にその適用を受ける法律名を記入するとともに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
 なお、この請求書に係る休業補償の支給決定後に当該休業補償と同一の事由により条例附則第6条第3項の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付を受けることとなった場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を届け出ること。
- 3 「6（請求日数）」の欄中全部休業日数の項目には、勤務その他の業務に従事することができず、このため給与その他の収入の全部又は一部を得ることができなかった日数を、一部休業日数の項目には、勤務その他の業務に一部従事することができ、このため給与その他の収入（資産に基づく収入を除く。）の一部を得ることができ、かつ、その得た給与その他の収入の額が補償基礎額以下であった日数を記入すること。ただし、条例第8条ただし書に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入すること。
- 4 「※11医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求める必要はない。

第4号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

休業補償請求書		略
略		
略	略	

注

- 1 略
- 2 「5 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）、若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「_____の被保険者である。」にその適用を受ける法律名を記入すること。
 なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる法律による年金たる給付が支給されている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
 (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
 (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法の規定による障害共済年金と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。）
 (3) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
 (4) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
 (5) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- 3 「6（請求日数）」の欄中全部休業日数の項目には、勤務その他の業務に従事することができず、このため給与その他の収入の全部又は一部を得ることができなかった日数を、一部休業日数の項目には、勤務その他の業務に一部従事することができ、このため給与その他の収入（資産に基づく収入を除く。）の一部を得ることができ、かつ、その得た給与その他の収入の額が補償基礎額以下であった日数を記入すること。ただし、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第8条ただし書に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入すること。
- 4 「※11医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償申請書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求める必要はない。
- 5 「13送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

第4号様式の2（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

傷病補償年金請求書

略

略

略

注

1～3 略

4 「10厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則第6条第1項の表の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受ける者であるときは、「_____の被保険者である。」にその適用を受ける法律名を記入するとともに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

なお、この請求書に係る年金の支給決定後に当該年金と同一の事由により条例附則第6条第1項の表の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受けることとなった場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を届け出ること。

5 略

第4号様式の2（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

傷病補償年金請求書

略

略

略

注

1～3 略

4 「10厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「_____の被保険者である。」にその適用を受ける法律名を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によって次に掲げる法律による年金たる給付が支給されている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金

(2) 国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法の規定による障害共済年金と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。）

(3) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(4) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(5) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

5 「14送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

6 略

第5号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

障害補償一時金請求書

略

略

略

注

1～3 略

4 「10厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則第6条第1項の表の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受ける者であるときは、「_____の被保険者である。」にその適用を受ける法律名を記入するとともに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

なお、この請求書に係る年金の支給決定後に当該年金と同一の事由により条例附則第6条第1項の表の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受けることとなった場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を届け出ること。

5 略

第5号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

障害補償一時金請求書

略

略

略

注

1～3 略

4 「10厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「_____の被保険者である。」にその適用を受ける法律名を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって次に掲げる法律による年金たる給付が支給されている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金

(2) 国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法の規定による障害共済年金と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。）

(3) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(4) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(5) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

5 「12送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

6 略

第5号様式の2 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

障害補償年金前払一時金請求書

略

略

略

注

1～4 略

第6号様式の2 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

介護補償請求書

略

略

略

略

注

1～4 略

第5号様式の2 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

障害補償年金前払一時金請求書

略

略

略

注

1～4 略

5 「7 送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

第6号様式の2 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

介護補償請求書

略

略

略

略

注

1～4 略

5 「8 送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

第7号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

遺族補償年金請求書

略	
1 死 事 項 職 員 に 関 す る	(所属部局)
	(氏名) 年 月 日生
	(職種)
	(死亡年月日) 年 月 日
	厚生年金保険法等の適用 <input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者でなかった。
略	
略	略

注

- 略
- 「1死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、請求する遺族補償年金と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則第6条第1項の表の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受ける者であるときは、「_____の被保険者であった。」にその適用を受ける法律名を記入するとともに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
なお、この請求書に係る年金の支給決定後に当該年金と同一の事由により条例附則第6条第1項の表の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受けることとなった場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を届け出ること。
- 3～5 略

第7号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

遺族補償年金請求書

略	
1 死 事 項 職 員 に 関 す る	(所属部局)
	(氏名) 年 月 日生
	(職種)
	(死亡年月日) 年 月 日
	厚生年金保険法等の適用 <input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者でなかった。
略	
略	略

注

- 略
- 「1死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡職員が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「_____の被保険者であった。」にその適用を受ける法律名を記入すること。
なお、この請求書を提出するときに、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって次に掲げる法律による年金たる給付が支給されている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
(1) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金
(2) 国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法の規定による遺族共済年金と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金
(3) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
(4) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
(5) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
- 3～5 略
- 「8送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

第8号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

遺族補償年金前払一時金請求書

略

略

略

注

1～5 略

第9号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

遺族補償一時金請求書

略

略

略

注

1～4 略

第8号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

遺族補償年金前払一時金請求書

略

略

略

注

1～5 略

6 「6送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

第9号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

遺族補償一時金請求書

略

略

略

注

1～4 略

5 「5送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

第10号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

葬 祭 補 償 請 求 書

略

略

略

注

1 略

2 略

第11号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

未 支 給 補 償 請 求 書

略

略

略

注

1 略

2 略

第10号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

葬 祭 補 償 請 求 書

略

略

略

注

1 略

2 「5送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。

なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

3 略

第11号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

未 支 給 補 償 請 求 書

略

略

略

注

1 略

2 「5送金希望の場合」の欄には、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金（郵便貯金銀行によるものを除く。）を希望する場合にのみ記入すること。なお、為替の方法による送金を希望する場合には、その旨を届け出ること。

3 略

第12号様式（第12条関係）

（日本工業規格A列4番）

第 号 地方公務員災害補償 年金証書 略	
-------------------------------	--

（日本工業規格A列4番）

受給権者の氏名 略	年 月 日生	[注 意 事 項] (別記のとおり)
--------------	--------	-----------------------

別記

[注 意 事 項]

1・2 略

3 略

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ 国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。）又は遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。）若しくは寡婦年金

ウ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項又は第65条第1項の規定による障害共済年金又は遺族共済年金

エ～カ 略

(3)～(5) 略

4～9 略

10 実施機関への届出、提出、請求等は下記宛てに行ってください。

(名称)

(所在地)

(電話番号)

第12号様式（第12条関係）

（日本工業規格A列4番）

第 号 地方公務員災害補償 年金証書 略	
-------------------------------	--

（日本工業規格A列4番）

受給権者の氏名 略	年 月 日生	[注 意 事 項] (別記のとおり)
--------------	--------	-----------------------

別記

[注 意 事 項]

1・2 略

3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を実施機関に届け出るとともに、この証書を提出してください。

(1) 略

(2) この年金と同一の事由によって次に掲げる法律による年金たる給付が支給されることとなった場合、その給付の額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合

ア 略

イ 国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法（以下「共済各法」という。）の規定による障害共済年金と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。）又は遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。）若しくは寡婦年金

ウ～オ 略

(3)～(5) 略

4～9 略

10 実施機関への届出、提出、請求等は下記宛てに行ってください。

(名称)

(所在地)

(電話番号)

第12号様式の2 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

傷病の現状報告書

(実施機関の職氏名)

.....殿

下記のとおり傷病の現状を報告します。

年 月 日

報告者の住所.....

氏名.....㊦

略

6 公的年金受給関係	年金の種類 (障害等級 第 級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年 月	所轄年金事務所名等
		円	第 号	年 月	
		円	第 号	年 月	

略

略

第12号様式の2 (第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

傷病の現状報告書

(実施機関の職氏名)

.....殿

下記のとおり傷病の現状を報告します。

年 月 日

報告者の住所.....

氏名.....㊦

略

6 公的年金受給関係	年金の種類 (障害等級 第 級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年 月	所轄社会保 険事務所等
		円	第 号	年 月	
		円	第 号	年 月	

略

略

第13号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

障害の現状報告書

(実施機関の職氏名)殿 下記のとおり障害の現状を報告します。 報告者の住所 年 月 日 氏名.....㊦					
1	年金証書の番号	第 号			
2	治癒年月日	年 月 日			
3	障害等級	第 級 号			
4 障害の状況					
5 日常生活の概要					
6 公的年金受給関係	年金の種類 (障害等級 第 級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年 月	所轄年金 事務所名等
		円	第 号	年 月	
		円	第 号	年 月	
7 添付する書類その他の資料名					

注

- 「4 障害の状況」の欄には、最近1年間について記入すること。
- 「6 公的年金の受給関係」の欄には、当該障害に関して支給されている年金について記入すること。

第13号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

障害の現状報告書

(実施機関の職氏名)殿 下記のとおり障害の現状を報告します。 報告者の住所 年 月 日 氏名.....㊦					
1	年金証書の番号	第 号			
2	治癒年月日	年 月 日			
3	障害等級	第 級 号			
4 障害の状況					
5 日常生活の概要					
6 公的年金受給関係	年金の種類 (障害等級 第 級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年 月	所轄社会保険 事務所等
		円	第 号	年 月	
		円	第 号	年 月	
7 添付する書類その他の資料名					

第14号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

遺族の現状報告書

(実施機関の職氏名)
殿
 下記のとおり遺族の現状を報告します。
 年 月 日

報告者(代表者)の第
 年金証書の番号 号

住 所
 氏 名.....㊦

略

3 公的年 金の受 給関係	年金の種類	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年 月	所 轄 年 金
					事 務 所 名 等
		円	第 号	年 月	
		円	第 号	年 月	

略

略

第14号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

遺族の現状報告書

(実施機関の職氏名)
殿
 下記のとおり遺族の現状を報告します。
 年 月 日

報告者(代表者)の第
 年金証書の番号 号

住 所
 氏 名.....㊦

略

3 公的年 金の受 給関係	年金の種類	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年 月	所 轄 社 会 保 険
					事 務 所 等
		円	第 号	年 月	
		円	第 号	年 月	

略

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。